

賛助会員規約

第1条(目的)

この賛助会員規約(以下「本規約」という。)は、賛助会員の入退会、会費の納入等について規定するものである。

第2条(賛助会員)

賛助会員とは、当法人の目的に賛同する個人及び法人その他の団体であって、本規約に従って、賛助会員となることを申込み、かつ当法人が賛助会員となることを承認した者をいう。個人の賛助会員を個人賛助会員といい、法人その他の団体の賛助会員を法人賛助会員という。

第3条(入会)

1. 賛助会員となろうとする者は、当法人が別途定める様式による賛助会員入会申込書を当法人に提出する。賛助会員となる者は、入会申込書において希望する口数を記載するものとする。
2. 前項の入会申込書が提出された場合には、当法人は、速やかにその適否を判断の上、その結果を申込者に対して通知する。
3. 前二項の手続は、当法人が別途定めるオンライン上の様式により、オンライン上で行うことができる。

第4条(年会費)

1. 賛助会員は、毎年、年会費として、理事会が定める一口当たり別表に規定された額を当法人に支払う。
2. 年会費の支払いは、当法人が別途定める時期及び方法によるものとする。
3. 前二項の金員は、賛助会員の除名、退会その他事由の如何を問わず、返還されない。

第5条(特典)

賛助会員は、理事会が定める特典を享受することができる。特典の内容については、理事会の決議により各賛助会員に事前に予告することなく変更される場合がある。

第6条(退会及び除名)

1. 賛助会員は、当法人が別途定める様式の退会申込書を当法人に提出することにより、いつでも退会することができる。
2. 当法人は、賛助会員が本規約に違反した場合、賛助会員入会申込書の記載に虚偽があったことが判明した場合、当法人の名誉を毀損した場合又は反社会的勢力との関係その他正当な事由がある場合には、理事会の決議によって、賛助会員を除名することができる。

第7条(賛助会員資格の喪失)

前条の場合のほか、賛助会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

1. 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
2. 第4条の支払いを1カ月以上遅滞したとき。

第8条(賛助会員の氏名及び職業の公表)

当法人は、賛助会員から同意を取り付けた上で、当該賛助会員の氏名及び職業を当法人の会社案内、ウェブサイト等において、公表することができる。

第9条(細則)

本規約の実施に必要な細則は、代表理事が別途定めるものとする。

第10条(改廃)

本規約の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則

- 1 この規約は、平成22年9月28日より施行する。

付則(平成24年6月8日改定)

- 1 この改定規約は、平成24年6月8日から施行する。

付則(平成28年3月24日改定)

- 1 この改定規約は、平成28年3月24日から施行する。

付則(平成30年1月11日改定)

- 1 この改定規約は、平成30年7月1日から施行する。